

〔學界展望〕

海上保險における因果關係の理論

木 村 榮 一

一

保險者は一定の危險により生じた損害を填補する。保險者が填補の責に任ずる損害は保險者が負擔した一定の危險によって生じたものでなければならぬ。保險者はその負擔しなかつた危險によって生じた損害については填補の責に任じない。しかれば損害が危險によって生じたということは兩者が如何なる關係にあることをいうのである。換言すれば危險と損害が如何なる結びつきにあるときこれを「原因」「結果」とみることができようか。これ保險における因果關係の問題である。因果關係の問題は危險と損害との關係に關する問題で

あるから、各種損害保險に共通の問題である。決して海上保險だけに特有の問題ではない。しかし海上保險は火災保險・傷害保險など單一危險を負擔する陸上保險と異なり、海上危險という多數の危險を負擔する保險であることから、損害が負擔危險たる海上危險と、免責危險たる海上危險の協力・競合によって生じた場合の保險者の責任如何という重大な問題が生ずるために、古來學問上の好個の論點となっている。

海上保險における因果關係の問題は、わが國においても戦前はかなり活潑に論争されたようである。しかし戦後は昭和三〇年に加藤由作博士⁽¹⁾が海上保險における因果關係論と火災保險における因果關係論とは異なつてしか

るべきことを一層強力に主張されるまでは、全く沈黙に等しい状態であった。しかるに加藤博士の研究を契機としてか、ここ數年來大家による研究が相次いで發表されている。これを發表順に列挙してみると、横尾登米雄氏「近因原則の考察」(保険學雜誌第三九五號、三一年一〇月)、藤本幸太郎博士「近因法則論争の歸趨」(商學論叢第四〇卷第一號、三一年一二月)、椎名幾三郎教授「保險に於ける因果關係」(商學論叢第一六號、三二年二月)、横尾氏「近因とは何か」(保險人の學問と實際、三三年三月)、同「近因單數説の缺陷」(保險學雜誌第四〇一號、三三年三月)、瀬戸彌三次博士「海上保險・因果律論」(損害保險研究第二〇卷第四號、三三年一月)、同「リッターの因果關係論」(同第二一卷第二號、三四年五月、同第二二卷第三號、三四年八月)⁽²⁾などである。本稿ではこれらの諸研究にみられる因果關係論の最近の動向を探り、尙今後に残された問題を指摘してみたい。⁽³⁾

(1) 「相當因果關係説の解釋について」(損害保險研究第一七卷第一號、昭和三〇年二月)、「火災保險における因果關係と海上保險における因果關係」(保險學雜誌第三八九號、昭和三〇年三月)、「海上保險における不可分協力的因

果關係」(保險學雜誌第三九二號、昭和三〇年一二月)、Causal Problems in Fire and Marine Insurances, The Annals of the Hitotsubashi Academy, Vol. VI, No. 1, Oct. 1955.

(2) この他に小町谷操三博士の「保險における因果關係」と題する講演の要旨をまとめたパンフレットが大正海上企画部編 Planning Department Pamphlet No. 101 (November, 1956) として印刷されている。題名は「保險における因果關係となつてゐるが、これも主として海上保險における因果關係を對象とされたものであるから、本稿の取扱うべき領域に屬するわけだが、同パンフレットは市販されていないので、本文では採上げなかった。しかしそこに印刷されているものが、博士の講演の正確な記録であるとしたら、以下に述べるように博士の見解もまた極めて特色のあるもので、もし近く刊行されるであろう海上保險法各論の續編の中で一般的な形で公にされるとすれば、多くの議論を呼起すであろうことは間違いない。

博士はまず因果關係は何を標準とするかを問題とされる。海上保險契約の當事者は「海上危險によって生ずる損害の填補を約束する」のであるが、「海上危險と損害との間に、いかなる關係があるときに、當事者が、これをその海上危險から生じた損害と考えるかによって、問題の解決をなすべき」である。したがって「それは契約の解釋と同じように、結局、法律常識すなわち法律的法見た社會通念によつて、決すべきもの」である。「法律常識、つまり法律的

に見た社會通念によつて、因果關係を決する」というと、「その場合に標準になることは、相當因果關係があるかないか」ということである。換言すれば「海上保険者が填補する損害は、その擔保した危険と相當因果關係があることを要する。」これが基本的原則であり、これから「いくつものこまかい原則が出てくる」のである。博士はいわれる。「それを網羅することは、煩雜でありますけれども、その主要なものをあげることは、無限に生ずる複雑な問題の解決のために、はなはだ便利であります。しかもこの點については、イギリスの海上保険法第五十五條が、非常にいい標準を與えているのであります。ですから私は、相當因果關係が問題になった場合には、イギリス海上保険法第五十五條を見るのが、一番よいと思います。」

これに續いて博士は舉證責任の問題に若干ふれた後、因果關係の問題を實例について考えられている。しかして日本では海上保険よりも火災保険にいい例があるとして、有名な昭和二年の芦分倉庫事件を採上げ、それに關連した火災保険における因果關係の問題を假設、説明されておられる。海上保険における因果關係の問題が、講演の後半では火災保険の問題に轉化してしまつてゐるが、これは博士のように、海上保険にも火災保険の通説たる相當因果關係説を適用される以上、當然のことであり、講演の主題から離反したものではない。海上保険における因果關係理論と火災保険における因果關係理論とは同一でなければならぬ、異なつても差支ないかについてはかなりの議論がある

所である。しかして博士は前者の立場に立つて海上保険に相當因果關係説を適用しておられるわけだが、この議論については全然觸れられていないので、ここでも問題にはしない。問題は博士のとられる相當因果關係説の内容である。相當因果關係説が相當原因を以て原因とみる説であることには間違いない。しかれば何を以て相當原因とみるか。博士はいわれる。「ある損害の發生について、何が相當の原因であつたかを決定しなければなりません。社會通念によつて、これを決定しなければなりません。ですから、ある事故から損害が必然的に生じた場合、またはその事故の自然の經過によれば、その損害を生ずるのが普通である場合には、その事故と損害との間に、相當因果關係を、一應認めることができますが、それが常に決定的な標準になるとはいいい得ません。また、損害の發生について、時間的にまたは場所的に、最も近いものが、その原因であるともいい得ないのであります。なぜかといひますと、最も近い原因であっても、それが他の有力な原因に附隨して生じたにすぎない場合には、その有力な原因をもつて、その損害のほんとうの原因である、と考へざるを得ないからであります。」(五頁)この引用文からは、博士のいわれる相當因果關係説なるものの正確な内容は判らない——特に前半の説明の意味は理解に苦しむ——が、少くとも所謂相當因果關係説の説く所と異なつており、後半の説明は近因主義の新解釋ないしは最有力條件説といわれるものと同一である。また前述のように博士は、相當因果關係説の原則

の適用として英國海上保險法第五十五條の規定を掲げておられる。周知の通り英國は古來因果關係について近因主義を採っている。第五十五條はこのことを成文法に明記したものである（藤本幸太郎・海上保險の常識一二〇頁参照）。それは *loss proximately caused by* という言葉が示すように近因主義によることを定めているものであって、相當因果關係によることを定めたものではない。尤も英國の近因主義なるものの内容はかなり變遷してきているから、たとえば現在の英國の近因主義の實態は相當因果關係説である、という説明なら一應矛盾はしないだろう。それならば、それで、どういう理由で英國の近因主義を相當因果關係説とみるべきかの説明がなければならぬ。しかしながらその説明はこのパンフレットにはなされていない。パンフレットには「Chalmers も判例は非常に不統一であるけれども、それは原則に對する見解の違いではなくて、むしろ事情の斟酌の差違によるのだ、と申しております。つまり、あとでお話するように、因果關係の有無は、相當因果關係によってきめてゆくことになるのでありまして、その結論については、判例は一致していないが、その判例が非常に不統一に見えるのは、各事件に現われた事實の見方が、場合々々によって違つたためである、と言っております」と印刷されている。この文章からは「因果關係の有無は、相當因果關係によってきめてゆく」と Chalmers も言っているように解されないこともないが、勿論相當因果關係説というものが存在しないイギリスで、Chalmers

がそんなことをいう筈はない。したがってその部分は博士の考えであるが、いづれにしても近因主義と相當因果關係説とを同一に論じたものとしてこのパンフレットの内容は注目に値する。博士自身の筆になる論稿が待たれる所以である。

(3) 諸外國の因果關係論については、拙稿「海上保險における因果關係」（ビジネス・レビュー第六卷第二號）、「保險法における因果關係」（一橋論叢第四一巻第二號）、「フランス貨物海上保險證券」（一橋大學研究年報商學研究3）などの拙稿を参照されたい。

二

横尾登米雄氏「近因原則の考察」（保險學雜誌第三九五號）は、昭和三十一年度日本保險學會大會での報告をまとめられたものであるが、所謂近因複數説の提唱として學會に一大反響を及ぼした異色ある研究である。横尾氏は、幾多の海上保險の著書で近因原則に言及しないものは絶無といつてもよいのに、それらはいずれも近因原則の存在や、いかなる場合にいかなる危険が近因とされたかという判例を掲げるに止まって、近因そのものを定義することを避けているのを遺憾とし、「近因」とは何かを問題とされたものである⁽¹⁾。横尾氏によれば、ある事實が、

ある損害の近因であるためには二つの條件が必要である。まず第一はその事實がその損害の原因でなければならない。しからばある事實がある損害の原因たりうるためにはどういう條件をそなえなければならないか。同氏によれば、ある與えられた事情下において、ある事實がある結果に對して自然的かつ不可避的な因果力をもっていることが必要である。近因たるために必要な條件の第二は、その事實がその損害に近接していなければならない。しからばある事實がその損害に近接しているということはどういうことであるか。同氏によれば、ある事實がその損害に對して時間的又は順序的に近接していることではなくて、損害との間に別の因果關係の連鎖の介在していないことという消極的な近接性を意味する。したがって、ある事實から自然にかつ不可避的な結果がもたらされた場合には、この因果關係の連鎖の一環たるのでき事もその悉くが近因である。

次で横尾氏は、不可避的因果力によって連なる因果關係の連鎖の一環たるのでき事も悉くが損害の近因であるとする命題から、それらのでき事のどれかを擔保危険とする保険契約において、保険者はそのでき事が更にそ

れ以前の擔保危険でない（しかし免責危険ではない）危険の不可避的結果であることを理由に損害の填補を免かれることができない、という結論を出される。また近因原則は、損害が擔保危険によつたものといいうるかどうかを判斷するに當って適用されるのみならず、損害が免責危険の結果として生じたかどうかを判斷するに當っても全く同様に適用さるべきである。したがってある危険の「結果」(consequences)という表現は、その危険から損害に至る不可避的な因果關係の全連鎖をさすのである。

簡單ではあるが、横尾氏の報告の要旨は大體右の如くである。これに對して椎名教授は後で紹介する論文「保險に於ける因果關係」で次の如く述べておられる。「近因主義に對するかかる解釋は不合理ではなからうか。思うに、この主義がイギリスの裁判所や學者に依つて採用された所以は、損害に對して多數の原因が存在する場合に於て、保險者にこれを填補すべき責任ありや否やを決定するには、そのうちの一つを選び出して、それを損害の眞の原因とする必要を満足するためであつたのである。而して、近因を以て損害の——眞の——原因とした

のである。果して然らば、横尾氏の近因原則に對する新解釋は、決して妥當なるものとは認め得ないのである。同氏の見解について私の理解が正しいとするならば、同氏は近因原則を説明したるに非ずして、保險に於ける因果關係について新しい説を提唱されたのである。然し、この説は實は必ずしも新らしい獨創的なものではないのである。というのは……相當因果關係説と寸分の相違を見ないからである。従つて、一つの損害に對して二つ以上の近因を認むるも可なりとする説に對しては、すでに相當原因説に對して下したと同じ批評を繰返さるべきであらう」と批判しておられる。

さて、横尾氏の「近因原則の考察」は近因原則の「正しい解釋」とは解しない點では、筆者も椎名教授の批判の前半に賛成である。しかし後半にはいかなる意味においても賛成し兼ねる。少しくその理由を述べよう。横尾氏はある事實が「近因」たりうるには、それが結果の原因たると同時に近接していなければならないといわれる。その通りである。しかし「原因」であるということとはどういふことか、という點になると氏はこれを「不可避的起果力」に求められている。換言すれば、損害の原

因たるためには、それから「自然にかつ不可避にある結果がもたらされ」なければならない。この「自然にかつ不可避に」という言葉はキーツの *naturally and inevitably* によられてゐるが、キーツはこの條件を「近因」に求めているのであつて、「原因」に求めているのではない。多くの原因の中で「近接性」をもつたものが「近因」たりうることは同氏の第二の條件の示す通りであるが、もし「原因」の要件として自然的かつ不可避的起果力を必要とするのであれば、更に第二の條件として「近接性」を持出す餘地がないからである。「近接性」ということが「順序的・時間的」意味においてではなく、「別の因果關係の連鎖の介在していないこと」であれば、それは「自然にかつ不可避にある結果がもたらされる」という第一の條件の中に當然含まれるからである。不可避的起果力で結ばれているものに別の因果關係の連鎖が介入する筈はないからである。「近因」を分析して「原因」であること、「近接」していることの二要素とするからには、近因を決定するには、ある事實の中から「原因」たるものを選び、更にその中から「近接」した原因を選択するのが論理の當然の歸結である。しかるに横尾氏の二條件

は全く同一の内容のものであり、二つに分けること自体無意味である。近因は何れか一方の條件だけで決定されるであろう。思うにこれは第一の「原因」たる條件が不當に制限されているためではなからうか。

さて、本研究によると近因たる二つの條件を備えたものは全て近因であるから、近因は一つに限定されない。不可避的連鎖の盡くが近因である。「近因」をそう解する限りにおいては當然の結論である。しかしながらそれは、椎名教授も指摘される通り、「近因原則」にいう近因ではない。「近因原則」を歴史的に跡づけられた藤本博士「近因法則の歸趨」もこれを示している。ただ椎名教授の批評の後半は正しくない。椎名教授は横尾説は近因説ではなくて相當因果關係説であるといわれるが、筆者によれば横尾説は相當因果關係説とは全然關係がない。否、椎名教授のいわゆる相當因果關係説は本來の相當因果關係説ではない。横尾氏が近因説の考察と題される以上、當然のことではあるが。

横尾氏はその後「近因とは何か」(「保険人の學問と實際」所載)、「近因單數説の缺陷」(「保險學雜誌第四〇一號」)の二論文を發表して近因單數説の缺陷を指摘し、「近因原則

の考察」で提唱された近因複數説の正しいことを側面から證據だてておられる。この二編についても本來は數言を費すべきであるが、その基本的立場は前稿と變りないから、紙面の都合上ここでは割愛したい。(3) 少なくともいいたいことは、同氏も認められるように、少なくとも近因主義を標榜するイギリスの判例で近因を二つ挙げたものはないことである。近因は常に單數であつた。假に横尾氏の指摘されるような缺點が近因單數説にあつたとしても、それはとりもなおさず近因説の缺點であり、近因單數説のみの缺陷ではない。横尾氏は「近因とは何か」という論文で「因果關係理論」の「あるべき姿」を考えようといっておられる。當りまえのことのようであるが、これは至言である。だとすれば必ずしも近因主義にのみそのより所を求める必要はない。蓋しイギリスの傳統的近因主義が不可侵的單數性を示している以上、近因複數性ということ自体矛盾しているからである。横尾氏の眞意は正しくは原因複數説の提唱にあると理解すべきであろう。それには行論を整理する必要がある、更に保險者の責任の問題も同時に解決しなければならぬのである。この點について更に氏一流の獨創性と分析力に

立脚した研究を期待したいものである。

(1) 横尾氏によれば近因原則の考察には、(a) 近因を遠因と區別する規範の設定、(b) 損害の發生に二つ以上の近因が協力した場合に、それぞれの危険を負担する保険者の填補責任決定に關する規範の設定の二つの問題がある。本稿で紹介した三つの論文では何れも(a)の問題に限られているが、この研究によって、不可避的起果力によって連なる因果關係の連鎖の一環たるのでき事もその悉くが近因である、とされた以上、(b)の問題は一層その重要性を増してきた。横尾説が眞の近因説であるかないかの問題を離れても、この點についての同氏の研究成果は大いに期待される。蓋し、(b)の問題——尤もそこでは近因とある部分が他の用語、たとえば相當原因にとって代らなければならぬが——の解決方法如何が、因果關係論のあるべき姿を左右するものだからである。

(2) 横尾氏は、ドイツのリッターが「多數危険が時間的に前後に連絡して損害を發生せしめた場合、一應その近因たる危険を以て原因となすのであるが、損害がもし漸次遡って他の危険の避け難い結果またはその自然の成行と判斷されるときにはこの危険を以て、そしてこれだけを以て損害の原因となさんとす」所謂自然成行説を以て近因原則の新解釋としているのを批判して、次の如くいわれる。「保險法の分野においてそれが近因原則の本来あるべき姿であるという主張ならばとも角、自然成行説をもつて現實に保

險法の分野において適用されているあるがままの近因原則の新解釋であるというなら到底贊成できない。なぜなら、眞因 *causa causans* は、因果關係が複数の鎖から構成されている場合には、原因と稱しうるもののうち損害から最も遠いところのものであり、損害の眞因を常に眞因に求めるならば、近因原則についてかの法諺は *causa causans, non remota, spectatur* と表現されている筈だからである。」

この批判の中、前半については、筆者は寧ろ逆の考えをもっている。すなわち、リッターの説はこれを因果關係論のあるべき姿としてみるときは批判の餘地があるが、現實の近因原則の解釋、したがって舊來の近因原則の新解釋としてならばこれを承認することができると思う。現在の近因原則では舊い近因原則と異なり時間的最後條件以外のものが近因とされているが、それは損害と如何なる關係にあるか考察してリッターはこれを「不可避性」に求めたものであり、これは横尾氏のいわれるように因果關係論の「あるべき姿」としてではなく現在ある近因原則の解釋として理解すべきであらう。横尾氏の批判の後半は、そのいわんとされる意味がよく判らないが、損害の眞因を常に眞因に求めるならば *causa causans, non remota, spectatur* となるべきであったといわれるのは無理ではなからうか。*causa proxima* ならばこそその反對概念たる *non remota* と並置されて意味があるし、*causa causans* とおき替えれば *non remota* は不要であらう。問題は *causa proxima*

とは何か、ということであり、それを *causa causans* と解したからとて、それに對して近因原則は *causa causans, non remota, spectatur* となるべきであったという反論は成立たないと思う。その前に横尾氏の引用文によればリッターの説は *causa causans* 説ということになっているが、果してそうであらうか。筆者はこれを否定的に解している。

(3) 「近因とは何か」一五一頁、「近因單數説の缺陷」五一—二頁參照。

(4) 「海上保險法の理論のうち、いわゆる近因原則に関するものは、學者の意見が區々にわたっているものは少い。これには恐らく、近因原則の適用に關する英國の判例が屢屢動搖して必しも一貫していないことの影響があるのであらう。こういう事情下にあつては、それらの相互に矛盾する判例のすべてに調和する近因原則の理論を發見しようとしてむなしい努力をするよりも、むしろ因果關係理論のあるべき姿を考え、實際の判例がどういふ點であるべき姿から逸脱しているかを考える方が遙かに效果的であるに相違ない。」(一四三頁)まことにその通りである。同感である。横尾氏の「近因原則の考察」は近因原則の考察ではない、といった所以である。かかる見地からみると、横尾氏の因果關係論は「近因」の囚われから拔出すべきであり、近因原則の桎梏から解放されて純化された横尾説は、一個の因果關係説としてその存在意義を高めるに相違ない。

三

藤本幸太郎博士「近因法則論争の歸趨」は、近因法則あるいは近因主義といわれるものの内容の時代的變遷を英獨の判例に照らし乍ら浮彫にされたものである。

博士はまず、相當因果關係説あるいは「適當條件説は曾てエルスター(Elster)が主張したように、因果的諸關係を適當に評價するには當に公正な蓋然性問題(“logische Wahrscheinlichkeitsfrage”)をその標準とするのみでなく、更に之を擴めてその倫理的要素の顧慮、職業上の義務、人間の評價、科學的方法の妥當性等にも論及しなければならぬであらう(ハーゲン前出五九頁參照)。果して然らばこの説は當に實際的困難の解決に役立ち得ない許りでなく、却つて之を不可能に了らしめる虞れがある。これ即ち英國において夙くから海上保險において近因主義の原理が發達した所以であるが、佛、獨等の諸國においても亦英國と同じく海上保險の關する限り、何れも近因法則が問題解決の鍵となつて來たのである」(一一二頁)とし、海上保險の因果關係學説として英、獨、佛では近因主義がとられていることを明らかにされ

る。

近因主義は多數の原因を近因と遠因とに區別し、近因を以て眞の原因とみる主義であるが、近因と遠因とを如何なる標準によつて區別するのであるか。博士によれば、英國における初期の判例、就中一八六三年南北戦争中のハッテラス岬事件並に一八九〇年の *Pink v. Fleming* の如き、獨乙においては第一次世界大戦中に現われた諸判例の中、*The Romulus* (1907); *The Ternes* (1916); *The Canadia* (1916); *The Sappho* (1918) 等の事件は、何れも時間的秩序を標準とし、時間的順序によつて、その損害事故に最も近く接觸する一個の原因を選んでこれをその眞因だとした。すなわち「是等の判例では、プロキシメート (Proximate) という文字を何れも極めて嚴格なる意義 ("With great severity or stringency") に解釋し、損害事故の原因を時間的近連性に求めることが、その眞義だと考えた結果、後年には之を最後原因若くは最後關係即ち *Causa Ultima non prior* と同義に解し、之に先行する諸原因は故らに捨てて顧みないことがこの原則の本旨だと理解するようになった」(三頁)。この範疇に屬する判例として博士はギールケの

示した(a)(b)の例の外に前掲事件についての英獨の判決を紹介しておられる。またフランスについては判例の紹介はないが次の如く書いておられる。

「フランスにおいても亦海上保険に關しては英國並に獨乙と同じく近因法則に依つて保險者責任の有無を問ふことを原則としている。リペールによれば (Ripert Nr. 2418) フランスでは "La jurisprudence française base en générale sa décision sur la *causa proxima*" 更にその危險事故については次の如く述べてゐる。"la *causa immédiate du sinistre*... la *cause matérielle immédiate de la perte*... La formule est vague, mais il est impossible de donner une plus précise La jurisprudence montre sur ces questions une *indécision regrettable*. (Ripert Nr. 2418, Ritter, a. a. O., S. 497)" (五一六頁)

以上の如く單に時間的近接原因若くは最後原因を以て保險者責任の有無を決定せんとする近因主義は、「一方において實際上極めて簡單明瞭で、且つ速斷を貴ぶ經濟界の要求に添いうる利益はあるが、他方において右の如き解釋は動もすれば多くの有力なる遠因を不當に輕視す

ることとなり、吾々の尊重すべき公平の原理と相背き又その法自覺 (Rechtsewusstsein) 若くは權利自覺を傷けるの虞れあることは争うべきもない。それ故、一方、その公正なる結果に到達せんことを庶幾し、他方、當該經濟領域における實際界の要請する簡單、迅速にこの種の大量現象たる多數の係争事件を處理せんとするには從來の如き近因法則の解釋を以てするのは余りも粗笨だと謂わねばならない。」(七—八頁) かくて英國では今世紀に入ってから特に第一次、第二次世界大戰を契機として、近因法則の「構想」に著しい變化を來した。一九一八年のセント・オスワルド號事件、一九二三年ワリルダ號事件などで判るように、「英國固有の近因法則は最早單純な時間的最近順位主義による往年の方式でなく、その損害事故と原因とが直接、且つ自然の結果たることを必須の條件とする新方式を以て代うるに至った。」(一〇—一二頁) 「英國では、今や過去永年に亘つて容易に離脱し得なかつた時間的最近原因の思想から解放せられ、所謂コーザ・プロキシマの眞義に徹せんとして、この因果法則に支配的 (恐らくは最もその有益なものであらう) 直接、決定的、或は效果的にして且つ優勝的等の形容詞を用いて

屢々この概念を規定するようになった。」(一四頁) 約言すれば英國では海上保險における近因法則は「支配的原因を重視する段階に進んだ。」(一六頁)

このように英國が第一次大戰以降、その判例を通じて新たな解釋を施し、「瀕死の状態に陥つた近因法則の復活を計るや、獨乙、佛蘭西における批判も漸く活潑となり、今日にあっては從來行われた如き素朴な時間的直接近因説は最早之を見ることが出来なくなった。」(一六頁) 「斯くて近因法則は初期の素朴なる時間的直接原因關係から、現代の時間的支配的因果關係に推移した沿革から覈うれば、この法則は既に全く往年の性格を喪つて、之と對蹠的な位置にある適當因果關係説の如きものに還元したかの感がある。」(一七頁) しかしコーザ・プロキシマに對する解釋を最後原因とのみ解釋したのは「寧ろペーコン哲學の誤譯であつたといえよう。」(一七頁) 「一旦は殆んどその信用を失望するに至つた直接原因の法則も今や舊穀を脱して新近因法則 (ノイ・コーザ・プロキシマ・レーゲルと名づくべきか)、として安住の地をえたものようである。」(一八頁)

以上が藤本博士の論文の要旨である。以下これについ

て筆者の疑問とする所を二、三摘記し、博士の教示をえたい。博士はまずイギリスにおいて近因主義の原理が發達した理由を説明して、前掲のようにエルスターの相當因果關係說批判をもつてきておられる。そしてそれはハーゲンの著書から引用されている。しかし博士の見解はハーゲンから若干飛躍されているようである。海上保険の因果關係理論として何故相當因果關係說を捨てて近因說を採るべきかという點について、ドイツ人たるハーゲンは確かにエルスターの說を採用している。しかしそれは英國において何故早くから近因主義が發達したかの説明ではない。英國においてかつて存在し、且つ現在存在するものは近因主義をおいてはなないこと、博士がその後で述べられる通りである。それはそれとして博士が同論文で引用されているハーゲンの說と同意見で相當因果關係說を排されるとしたら、それは注目するに値する。というのはわが國で海上保険で相當因果關係說を退ける學者、たとえば加藤、勝呂博士⁽¹⁾などがその理由として掲げられる所は、相當因果關係說によれば原因が二つ以上出てくる可能性があるということである。したがって藤本博士は新たな主張を提起されたことになる。尤も博士が

相當因果關係說は海上保険には適當でないと解されるのか、保険一般にも妥當しないといわれるのか、本論文では必ずしも明らかでない。文字通りに讀んで行けば、特に海上保険と斷つてない以上、相當因果關係說は保険一般に通用しない、と解釋できるが、それならばそれで現在のわが國の通説が火災保険では相當因果關係說をとっていることに對する博士の意見も聞きたかつた。⁽²⁾

次に博士は初期の近因原則をハッテラス岬事件⁽³⁾、ロムルス號事件など英獨の判例で示しておられる。これらは第一次大戰までの判例であるから、近因主義に觸れた本には大抵書いてあったもので、特別に耳新らしいものではない。新らしいといえばギールケの一九四七年の本によつて(a)(b)の判例を紹介されたことであろう。前述のように博士はギールケによるとこういう判例があるとして(a)(b)の判例を、更にハーゲンによるとして(i)(ii)(iii)の四判例を紹介しておられる。しかしこの中(b)は後で出てくる一九三六年のゾーフマイスタ號事件である。これも初期のと同じの場所で例示されるのは果して適當であろうか。しかし(b)がゾーフマイスタ號事件と同一のものであることは後で博士も註記されているから、一應おく

として、(a)も實は(二)と同じ事件である。説明の仕方や、出典の示し方が若干相違しているギールケとハーゲンの兩者をそのまま和譯して並べ掲げられたためにこういう結果となったのであろうが、讀者にも誤解を強いることとなろう。フランスについては判例の紹介はなく、前掲のようにリペールを引用されている。しかし後に「以上英、佛、獨における初期近因法則の解釋について概観した」といわれているのであるが、僅かこれだけの引用文からフランス初期の近因法則の解釋を知ることとは少々無理ではなからうか。そういえばドイツについても博士は次の如くいっておられる。

「獨乙における以上の如き過程を通觀すれば海上保険上近因法則の占める優位は今や確定的基礎の上に立っている。」「獨乙において海上保険上所謂近因(causa proxima)とは損害事故が時間的順序において直接的たることを必須の要件と解すること、今日では定説だと看なければならぬ。但し從來の如き素朴な機械的な關係でなく、この場合の時間的最後原因は損害發生上疑團のある場合にのみ之を判定する基準であるから、裁判官が誤判をなした場合に他の一層有力な原因を舉示して、その無

效を主張することを得るのは勿論である。それ故損害の發生した場合に多數の原因が相踵いで共働關係にあるときは、一應時間的に最も近接せる一原因を以て當該損害事故の眞因と看做するのである。……然しこの場合、各原因の有する影響力の大きさにつきその何れが當該保険事故の發生若くは範圍に及ぼしたかの公正な考慮を排除しているものではない。」(九—一〇頁)この部分は一九三六年のゾーフマイスタ號事件を紹介した後にあるのだが、引用の通り「今日では」時間的近因説が通説であるといっておられる。しかし最後の章では「今日にあっては」素朴な時間的近因説は最早之を見ることが出来なくなった」といい、リッターの著書——それは一九二二年の出版——を掲げておられる。これらの説明を讀んで、果してわれわれは近因主義が「ノイ・コーザ・プロキシマ・レーゲル」として「安住の地をえたもののようである」との結語を信ずることができようか。フランスに至っては後にも先にも前述のリペールの引用が一ヶ所あるだけでは、「佛蘭西における批判も漸く活潑となり」素朴な時間的近因説はなくなった、といわれても俄かに首肯し難いものである。

以上筆者は本論文に對して餘りにも多くの不滿を述べたかも知れない。一九世紀中葉から今日に及び、イギリス、ドイツからフランスにまたがって近因法則を組上のせられた博士の勞については全く觸れる所がなかった。しかし、この點は敢て筆者の紹介を必要としないであらう。ここに述べた筆者の不滿の責も、本来、「近因法則論争の歸趨」というテーマ自体に歸すべき性質のものである。イギリスの「近因法則の歸趨」すら一大問題であるのに、ドイツ、フランスにも視野を向けてそれを統一し、更に「近因法則論争の歸趨」をも一篇の論文に盛ろうとされた所に、しかも博士の研究だけに、筆者が本論文に期待したもののギャップが生じたというべきであらう。それにしても博士が折角英獨の文獻を驅使し、しかも第二次大戰前後の判例にまで言及されたのだから、寧ろ英・獨・佛をそれぞれ別個に取扱われたならば、近因法則の歸趨はより一層すっきりした形で表現されたことであらうにと惜しまれる。

(1) 加藤「火災保險における因果關係と海上保險における因果關係」(前出)、勝呂弘「海上保險」(改訂新版一八二頁)参照。

(2) 海上保險における因果關係の理論としてどの説を採るべきかについての博士の見解は本稿では明らかでない。因みに舊著を繙いてみると、近因主義を支持しておられるようである。たとえば「Causa Proxima 論」では「英國以外の諸國に於ても亦損害判定の基礎を近因主義に求むべく、而も其近因たる眞實にして優勝且つ有效なる原因に求むるを以て正當とすべし」(八〇頁)といわれている。「海上保險の常識」(一九九頁参照)でもその立場のようである。しかし一方では「ドイツ及び我が國の民法及び刑法に於ては、通常相當因果關係説に依つて決せられるのであるから、我が國に於ける商法第八百十五條並びに船舶保險證券第二條及び第三條の『海上危險に因りて生じた損害』及び『左記事由に因りて生じた損害』も亦この學説を標準として解釋せられてゐる」(海上保險一四六頁)と述べておられる。尤も「我が國の商法が一般にドイツ商法を模範として出来ている點から、相當因果説が有力な近因主義解釋の標準となつてゐるが、我が國の海上保險は多年英國の實際に倣い、その英文の保險證券の如きは主としてロイズの形式を採用し、……同國に於ける近因主義の原理はまた我が國の英文保險證券解釋上極めて緊要な指針をなすものといわねばならない」(同一五〇頁)といわれているから、「相當因果説が有力な近因主義解釋の標準」ということになるが、これは一體どう理解したらよいのだろうか。また「緊要な指針」という表現は英文證券は近因主義によるということの意味するのだろうか、また、和文證券は相當因

果説によると解釋されているのかどうか、判讀に苦しむものがある。序ながら「海上保険」の戦前版(昭和一八年初版)には「獨乙に於ては大體相當因果關係に依つて決せられるのであるから事物の自然にして且つ通常の過程に従つて發生すべき損害を以て保險者の擔保すべきものとしてゐる。更に我國に於ける商法第八一五條……も亦獨乙と同じように解せられるものであらう」(一八八—一九頁)と書かれているが、これはどうみても相當因果關係説の正しい理解とはいへないようである。

(3) 本論文では時間的最近原因を近因とした「素朴な形式主義」の具體的例としてハッテラス岬事件が挙げられ(六頁)、「近因原則の適用上從來の觀念とは全くその方向を異にし一新局面を展開した事件」としてセント・オスワルド號事件が例示してある(一〇頁)。これに反して、博士の舊稿「Causa Proxima 論」(海上保險研究第一卷所載)などでは、近因主義を以てその結果に對する最近原因というが如き皮相の見解を以て判斷すべきでないことを説明するために英國の法官は種々の辭句を以てこれに代えたとし(六六頁)、その例としてハッテラス岬事件において Ertle 判事が the efficient cause としたこと(七一—七五頁)、セント・オスワルド號事件の Scrutton 判事が the direct or dominant cause と述べたことなどが挙げられている(七六—七九頁)。しかし兩事件の事實は類似しているのに全く正反對の判決であり、一見恰も矛盾しているようであるが、兩者は本來その内容を異にし、これに即應し

て近因主義を適用した結果に外ならない、とされている(六二—七〇頁、その他「海上保険」一五〇頁参照)。したがって、近因主義の適用を時代によって區分された本稿は今までの博士の多くの著作にみられなかった研究ということができよう。

四

横尾・藤本兩氏の論文が近因主義のみを俎上に載せ、しかも海上保険だけを對象としているのに對して、椎名幾三郎教授の「保險に於ける因果關係」(商學論究第一六號)は、表題通り廣く保險一般に於ける因果關係を問題とし、そこにある多くの相對立する學説を解説し、且つ批判されたものである。そこでは相當因果關係説、最有力條件説、近因主義、自然成行説、横尾説など各種學説が盡く採上げられ、優劣が検討され、結局保險においては直接原因説によるべきであると主張されている。學説としての直接原因説は必ずしも古くない。否最も古いものの一つである。にも拘らずわが國では未だ嘗て本説を支持した學者はいなかった。教授自身戦前は最有力條件説によつておられた。しかるに今や確信を以て本説を主張されるに至った。その意味では同論文がわが國の保險

學界に對して有する意義は新説の提唱に等しい。

しからば教授が直接原因説を提唱される理由は那邊にあるうか。教授は順序として各説の缺點を指摘されているが、本稿ではその全てについて立入って議論する餘裕はない。またその中のあるものは周知の缺點の指摘であつて紹介する必要もない。だが部分的には教授独自の批判がある。そこで本章では横尾・藤本兩氏の場合のうちに最初に論文の要旨を摘記してから筆者の見解を述べるという形ではなく、教授の論文の順序を追ひ乍ら氣付いた點を書留めて行こう。

先ず論文は相當因果關係説批判から始まる。「この説によれば、保險事故が損害の相當の原因と認め得べきときは、保險者にそれを填補すべき責任ありとする。」然らば、如何なる原因が相當と認められるのか。「相當因果關係論者によれば、相當の原因とは損害の發生に對して不可欠の原因をなすと客觀的に認容されるものであるとのことである。換言すれば、ある事故が損失を生ぜしめたる場合に、その損失はこの事故が無かつたならば生じなかつたであらうと判斷されるときは、この事故はその損害の不可欠的要因と認められ、相當原因となるので

ある。かかる判斷を下すには、かかる事故は、ある與えられたる情況の下に於ては、常にかかる種類の損害を生ぜしむるものであるという前提條件を要することやうまでもない。相當因果關係説を右の如く解して誤り無しとするならば、一つの損失に對して二つ以上の相當原因のあり得ることを否定し得ないであらう。」「かくては、保險者の填補責任の有無を決定する標準を求めんとして、打建てられた相當原因説は何等の價值なきものとならざるを得ないこととなる。」(二三頁)

教授は豫め「右の如く解して誤り無しとするならば」と以下の行論に前提を設けられているが、果して相當因果關係説は教授の理解に誤りはないであらうか。保險における因果關係を論じたわが國の文獻で、相當因果關係説に觸れてないものは殆んどない。同説が民法上の因果關係論の通説である以上當然のことである。にも拘らず、相當因果關係説として保險で展開されているものと、債權法の文獻で述べられている相當因果關係説とは何と違ひのあることか。先に引用した教授の理解もその例外ではない。勿論、債權法の分野でひとしく相當因果關係説といわれるものの内容が人によりかなりの相違がある

ことは事實である。しかし少くとも椎名教授の理解される如き内容のものは相當因果關係説とは呼ばれていない。損害の不可缺的要因と認められる事故が損害の相當原因である、といわれているが、眞の相當因果關係説は、損害の不可缺的要因の中から更に相當原因を選択するのである。換言すれば、損害の發生に不可缺の要因——*conditio sine qua non*——の中で、その場合のみならず、一般的に同様な結果發生の可能性を相當高めると認められるものを原因とするのが所謂相當因果關係説である⁽²⁾。しからば教授の理解される相當因果關係説の實體は何であろうか。前掲の引用文のある部分からは條件説と解され、他の部分からは不可避説と解され、一義的ではない⁽³⁾。いずれにせよ、前提が誤っている以上結論も異なる筈であるが、相當因果關係説によれば原因が二つ以上生ずることがあるという教授の批判は、同説を攻撃する者がひとしく掲げる缺點であり、批判自体はこと新らしいものではないのでこれ以上言及しまい。ましてや教授の理解される相當因果關係説が前者、すなわち條件説であるとすれば、原因が二つ以上生ずることがあるばかりでなく、多くの場合二つ以上生ずるのであるから、尙更そ

うである。

教授は相當因果關係説に續いて最有力條件説、近因主義を採上げ、更に近因主義の新解釋としての最有力條件説、自然成行説、横尾説を批判される。この部分についても筆者の疑問とする所ないわけではないが、紙數も餘りないし、横尾説批判については既に前述したので、早速教授の支持される直接原因説に移ろう。直接原因説とは何か。「この説によれば、保険者は保険事故の直接的結果たる損害に對してのみ填補の責を負うのである。換言すれば、ある損害の直接的原因が保険事故であるならば、保険者にこれを填補するの責ありとするのである。」直接とは何か。「それは損害に直接することであり、損害に時間的に最も近いことを意味する。」しからば直接原因説を支持される理由はどこにあるか。それは第一に「直接的原因は一般普通の人々には、損失の眞の原因と認められ易いからである。」第二に「保険契約の兩當事者の意思に合致するからである。」第三に「損害填補に關する事件を極めて容易且つ迅速に解決し、すこぶる實際的であるからである。」以上の如く直接原因説は保險法の分野に於ては、正當なるものであり、その實際界に於

ける效用も甚だ重大である。然し乍ら、損害の直接的原因を選択するに際しては、あまりに時間的要素を偏重するならば、保険契約當事者の意思に反するのみならず、保険事業なるものをして、その眞の效用を發揮せしむる能わざるに到らしむるであろう。」(三五—三八頁)換言すれば、「この主義の適用に際しては、大いに常識を働かせなければならぬのである。」「常識を働かせれば、最有力原因が、時間的に近い他の原因よりも、近因となるであろう。蓋し、常識は劣勢なる原因を無視すべきことを命ずるからである。而して、常識上二つとも同等に有力と認められる原因があるならば、近因主義はそのうちの損害に對して時間的に近いものを原因として採用するのである。」「かくの如く、近因主義又は直接原因説の適用に際しては、大いに常識を加味しなければならないのであるが、かかる事實はこの主義の缺點であろうか。決して、左様ではない。相當原因説でも、はたまた自然成行説でも、常識を離れては到底成立せず、また何等の實際的價值なきものに顛落する外はないのである。」(三九—四〇頁)

以上が教授の支持される直接原因説の内容であり、そ

の支持理由であり、豫想される批判に對する反論である。まずその内容から検討してみたい。教授は自らの直接原因説は、右に引用したように、本來の意味における近因主義、すなわち近時原因説と「同一の内容」を有しておりといわれているが、他の場所では、近時原因説と「同じもの」である(三七頁)といわれる。「直接」の内容が「時間的に最も近いことを意味する」のならば、それは全く同一の内容である。しかりとすれば、最後の「常識を働かせれば、最有力原因が、時間的に近い他の原因よりも、近因となるであろう」という主張と正面から衝突する。もしこの主張を生かすとすれば、教授が同説を支持される理由として掲げられた三點は全部その長所たる性格を喪失する。たとえば第三の理由として「直接原因説は損害填補に關する事件を極めて容易且つ迅速に解決」する、という點を掲げられているが、「最有力原因が、時間的に近い他の原因よりも、近因となる」のならば、何が最有力原因であるかを繞って激しい見解の對立がみられるであろう。決して問題は「容易且つ迅速に解決」はしまい。一體教授の支持される直接原因説とものの内容は、「本來の近因主義」すなわち近時原因説と

「同一なもの」か。「同じもののようである」としたら實體は何説か。教授は「かかる説を主張するものは極めて多いのであるが、この説の支持者の多くは直接原因説なる原則を掲げず、單に保險者は保險事故の直接的結果に對してのみ填補の責を負うという表現を用いているのである。従つて、直接原因説なるものの存在は比較的認められていないようである。あるいは、直接原因説は本來の意味に於ける近因主義即ち近時原因説と同一の内容を有するがために、特別の新しい名稱が與えられないのであるかも知れない」(三五頁)といわれる。本説の支持者は「極めて多い」とあるが、具體的にいつて果してわが國で教授の他に誰がおられるだろうか。恐らく「近因主義」をとっている英米の著作を指してのことであろうが、前章で紹介した藤本博士の「近因法則論争の歸趨」によれば、「今日にあっては従來行われた如き素朴な時間的直接近因説は最早之を見ることが出来なくなった。」(一六頁)それどころではない。「コーザ・プロキシマに對する解釋を……時間的最近原因 (die zeitlich nächste Ursache) とのみ解釋したのは寧ろベーコン哲學の誤釋であつたといえよう」(二七頁)といつておられる。この

ように英米においても近時原因説は現在支持されていない。それならば、これと「同一の内容を有する」か、又は「同じもののよう」なものが支持されている筈はあるまい。支持されている近因主義といへば、教授も近因主義の新解釋として掲げられている諸説に他ならない。

要するに、教授のいわれる直接原因説なるものが「近時原因説」ならば、これに對する「批判は滔々として、非常な勢を得た」(三〇頁)こと教授の近因主義批判にみられる通りだし、「最有力原因」を重視し、かつ有力原因が二つあるときには「そのうちの損害に對して時間的に近いものを原因として採用する」直接原因説ならば、これは教授のいわれる「時間的接近を無視しない最大効果原因主義」であり、それは「わずかに、本來の意味における近因主義の名残りを止めているに過ぎないのであるが、しかし、この主義も、損害に對する効果の最大を追求して、やまないならば、結局に於て純然たる最有力原因説に歸着するのである。」(三二頁)しかりとすれば最有力原因説に向けられた「如何にして最有力な原因を發見し得るのであるか。これ全く不可能ではあるまいか」(二六頁)という批判を教授自ら甘受しなければならな

いのではないだろうか。

(1) 教授はその著「海上保険論」(昭和十三年初版)では、「私は保険事故が保険の目的の滅失又は毀損の主要即ち最有力なる原因と認められる場合に於てのみ保険者に填補責任ありと考へる。而して保険事故が他の危険に對し、如何なる場合に於て最有力なる原因と認められるかは、全く社會の通念にその判定を委すべき事實問題である」(一二四頁)と述べておられるから、當時は最有力條件説を支持されていたと解すべきである。尤もその後「而して、社會の通念に於ては、損害に近接せる危険が通常、最有力なる原因と認められるやうである」といわれているから、その頃から直接原因説の匂いがしないでもないが、舊著での立場と、ここで問題としている論文で表現された教授の見解にはかなりの違いがある。すなわち、原則として舊著では最有力な原因が原因と解されるのに反して、新稿では損害に近接した原因が原因とみられるのである。しかも實際上は、最有力條件説に立つ舊著では「社會の通念に於ては、損害に近接せる危険が通常、最有力なる原因と認められる」のであるから、最有力條件を求めるためには近時的原因をみた方が早分りであるのに反して、直接原因説を提唱される新稿では近時的原因よりも、「常識を働かせて」最有力原因を重視し、常識的にみて最有力原因が不明なときには近時的原因を原因とみることになっている(三九—四〇頁)。原則とその適用が全く逆になっていることに氣づく

であらう。

(2) 相當因果關係説について舊著は、「學説のうちには保険事故が相當の原因となつて生じたる損害は保険者の負擔すべきものとするものもあるが、相當な原因とは相當有力な原因にして、相當有力なものは最有力なものと一致し易く、實際問題に於ては甲はある危険を相當の原因と認め、乙はその危険を最有力なる原因と認むるに歸着し易いやうである」(一二四頁)と述べられているに止まる。結果的にみた場合、ある事件において、一定の危険が相當因果關係による相當原因であり、同時に最有力條件説による最有力なる原因であることは多々あるであらう。しかしその前に何が相當原因であるかを決定するのは、「相當有力な原因」であるかどうかを決めるのとは違ふ。「相當原因」とは教授の解されるように「相當有力な原因」ということではない。新稿では最早そのようには解されていないが、新稿の相當因果關係説も正しい意味のそれでないこと、本文記述の通りである。

(3) 「その損失はこの事故が無かつたならば生じなかつたであろうと判斷されるときは、この事故はその損害の不可缺的要因と認められ、相當原因となる」という説明では條件説と解釋され、「かかる判斷を下すには、かかる事故は、ある與えられた情況の下に於ては、常にかかる種類の損害を生ぜしむるものである」という前提條件を要すること言うまでもない」という部分からは不可避説と判斷される。ただ教授が他の所で横尾氏の近因説——それは前述のように

自然的かつ不可避的に結果を生ぜしめた連鎖の一環はすべて近因と解される——と批判して、相當因果説と「寸分の相違を見ない」といわれている(三四頁)が、横尾氏を除いて一般には不可避説では原因を一つにしぼるわけであるから、教授の相當因果關係説の實體を不可避説と解することとは、相當因果關係説によれば原因が二つ以上生ずることになり、保険者の責任の決定が困難になる、という教授の相當因果關係説批判と矛盾する。

五

以上、海上保険における因果關係の問題について最近公にされた、横尾・藤本・椎名三教授の研究を紹介し、筆者の意見を述べてきた。まだ瀬戸博士の研究については一言も觸れていないが、既に本稿に與えられた紙幅も盡きたし、「損害保険研究」に連載中の博士の論文は未完でもあるので、これは別の機会に譲りたい。

横尾氏は、今まで海上保険の著作がすべて近因主義に觸れながら、ただ近因主義というものが存在するということを述べるだけで、誰もその近因とは何かを明らかにしなかったことを遺憾とし、近因概念を論理的に分析され、ある事實から自然的かつ不可避にある結果がもた

らされた場合には、この因果關係の連鎖の一環たるものでき事も近因であるという近因複數説を提唱された。藤本博士は近因主義といわれるものの内容が時代的に變遷したことを英・獨・佛の最近までの判例によって跡づけられ、嘗ての最後條件的近因主義が今日ではノイ・コーザ・プロキシマ・レーゲルとして安住の地をえていることをわれわれに示された。椎名教授は近因主義に拘束されず、一體保険における因果關係論はいかなる主義によるべきかを問題とされ、新らしく直接原因説を提唱された。その意味において三教授の研究が學界に與えた影響は大きいものがある。海上保険研究上、被保険利益論と並んで二大難所とされている因果關係論について、學界の指導的立場にある三教授がその高見を披瀝されたことは、われわれ後進の者にとって何よりな指針である。しかしこれによってわれわれの疑問とする所がすべて解決したわけではない。難所だといわれる所以でもあるが、横尾氏の近因複數説をイギリスの傳統的近因單數主義とどうしたら調和的に理解できるか問題が残っているし、藤本博士がいわれるように近因主義がノイ・コーザ・プロキシマ・レーゲルとして安住の地をえているこ

とを信ずるにはより詳細な考證が欲しい。また諸外國における近因主義の變遷の跡づけと、探るべき因果關係論との關係についての見解も示して貰いたかった。椎名教授が探るべき因果關係學說に正面から取組まれたことには敬意を拂わざるをえないが、教授が支持される直接原因說の内容は必ずしも明確ではない。近時原因說と解すれば既に素朴な近因主義として葬り去られた筈であり、最有力條件說と解すれば、最有力か否かを判斷する基準が示されて然るべきである。三教授の研究を通じて特に痛感するのは、そこで相當因果關係說といわれ、近因說といわれるものの内容が人によりかなり相違しているということであり、因果關係基礎理論としてのそれから著

しく遊離していることである。海上保険において一定の損害が一定の危険によって生じたというるためにはいかなる關係になければならないか、というのが本問題研究の終局の目標である。海上保険において最も適當だと思われる見解があれば、それは海上保険のみに妥當し、他の領域においては適用できないものであっても差支はなからう。しかし因果關係基礎理論として一定の内容をもった條件說、相當因果關係說、近因說などがある以上、その呼稱を冠するからにはその正しい内容を以てアプローチしなければ、複雑な因果關係論は益々混沌としてくるであらう。

(一橋大學助教授)